

○申請書は①申請書添付資料→②第3表→③第2表→(第4表)→④第1表の順に作成してください。
 ○申請様式中 グレーの項目は自動入力、緑色の項目は手入力欄です。
 ○申請書添付資料様式については、(1)～(10)の順で記入してください。

賦課金に係る特例(減免)申請 申請可能事業・事業所

申請者 霞が関エネルギーサービス株式会社

(1)申請事業者名を記載してください。記載した事業者名は第1表の申請者の「名称欄」に自動入力されます。

(4)減免認定申請を行う事業名及び日本標準産業分類・細分類番号を記載してください。記載した内容は第1表に自動入力されます。

申請に用いた

(2)記載した事業年度は第1表の申請に用いた事業年度欄に追記されます。

16年 4月 1日 ~ 2017年 3月 31日

(5)経済的指標(ブルダウ)及び経済的指標に応じた単位を記入してください。記入した経済的指標及び単位は、同表の経済的指標欄及び第3表に自動入力されます。

事業所	受電形態 (一般受電、テナント受電、共同受電のいずれかを選択)	申請事業記入欄				非申請事業記入欄				事業所合計	
		事業名 (熱供給業)				日本標準産業分類・細分類番号 (4桁) 【 3511 】				事業所全体の電気使用量のうち、申請者が使用した総量 (kWh)	経済的指標 (費用) 千円
		電気使用量 ※1 (kWh)	経済的指標 (費用) 千円	構成割合 (%)	事業の売上高 (千円)	電気使用量 ※1 (kWh)	経済的指標 (費用) 千円	構成割合 (%)	事業の売上高 (千円)		
霞が関プラント	一般	2,616,500	157	52.33		2,383,000	143	47.66		5,000,000	300
日比谷プラント	共同	7,249,600	290	90.62		749,600	30	9.37		8,000,000	320
永田町プラント	テナント	5,000,000	280	100.00		0	0	0.00		5,000,000	280
合計		A 14,866,100			B 2,000,000	C 3,132,600			D 800,000		
原単位計算 (5.6超で申請可能)		A/B 7.43				C/D 3.91					

(6) (5)で選択した経済的指標の事業所全体の値を記入してください。

(7)事業所全体の電気使用量を記載してください。記入した内容は第3表に自動入力されます。
 ※テナント受電の事業所についてはテナント全体の電力使用量のうち、申請者が使用した電力使用量を記入してください。

(9) (5)で選択した経済的指標のうち、非申請事業における値を記載してください。記載した値を基に電気使用量及び構成割合の欄が自動計算されます。また、自動計算された電気使用量及び構成割合は第3表と第2表(電気使用量のみ)に自動入力されます。

(10)申請事業の売上高の合計額及び非申請事業の売上高の合計額を記載してください。申請事業の売上高については第1表の「当該事業の売上高」欄に自動入力されます。

(11) (3)～(10)の項目を記載すると、申請事業の原単位が自動計算されます。申請に当たっては原単位が5.6を超えている必要がありますのでご注意ください。

(8) (5)で選択した経済的指標のうち、申請事業における値を記載してください。記載した値を基に電気使用量及び構成割合の欄が自動計算されます。また、自動計算された電気使用量及び構成割合は第3表と第2表(電気使用量のみ)に自動入力されます。

※1 各事業における電気使用量の算出において、事業所全体の電気使用量のうち、どの受電形態のいずれかの

業者独自に設置した子メーター)の数字は使用量・出荷額・費用(≠電気料金)・付加価値

(3)減免認定申請を行う事業を行っている事業所名を記載してください。記載した事業所名は、第3表及び第2表に自動入力されます。
 ※事業所の申請事業における使用電力量が年間100万kWhに満たない事業所及び申請事業における電気使用量が事業所全体の電力使用量の過半に満たない場合も記入の必要がありますのでご注意ください。

○第3表は「申請書添付資料様式」で記載した値が自動入力されます。ただし、テナント受電を受ける事業所については「事業所全体の電気使用量」欄を手入力する必要があります。
※記載例では事業所3の永田町プラントは手入力をする必要があります。

第3表 申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量 (注12・注13)

1. 事業所1 (霞が関プラント) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(費用)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑤ (単位 (注18) : 千円)	157	⑧ (=⑤÷⑦×100) 52.33 %	⑪ (=⑧×⑩) 2,616,500 kWh
申請事業以外の事業	⑥ (単位 (注18) : 千円)	143	⑨ (=⑥÷⑦×100) 47.66 %	⑫ (=⑨×⑩) 2,383,000 kWh
事業所全体の値	⑦ (=⑤+⑥) (単位 (注18) : 千円)	300	99.99 %	⑩ : 申請者が使用した総量 (注20) 5,000,000 kWh
				事業所全体の電気の使用量 (注20) 5,000,000 kWh

2. 事業所2 (日比谷プラント) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(費用)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑬ (単位 (注18) : 千円)	290	⑯ (=⑬÷⑮×100) 90.62 %	⑰ (=⑯×⑱) 7,249,600 kWh
申請事業以外の事業	⑭ (単位 (注18) : 千円)	30	⑰ (=⑭÷⑮×100) 9.37 %	⑲ (=⑰×⑱) 749,600 kWh
事業所全体の値	⑮ (=⑬+⑭) (単位 (注18) : 千円)	320	99.99 %	⑱ : 申請者が使用した総量 (注20) 8,000,000 kWh
				事業所全体の電気の使用量 (注20) 8,000,000 kWh

3. 事業所3 (永田町プラント) (注14) に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)			電気の使用量
	指標 (注17)	(費用)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑳ (単位 (注18) : 千円)	280	㉔ (=㉑÷㉓×100) 100.00 %	㉗ (=㉔×㉖) 5,000,000 kWh
申請事業以外の事業	㉒ (単位 (注18) : 千円)	0	㉕ (=㉒÷㉓×100) 0.00 %	㉘ (=㉕×㉖) 0 kWh
事業所全体の値	㉓ (=㉑+㉒) (単位 (注18) : 千円)	280	100.00 %	㉖ : 申請者が使用した総量 (注20) 5,000,000 kWh
				事業所全体の電気の使用量 (注20) 8,000,000 kWh

テナント受電の場合は手入力

- (注12) 第3表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、自家発電設備から供給を受けた電気その他小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。
- (注13) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。
- (注14) ()内には事業所名を記載する(略称可)。
- (注15) 経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が1つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。
- (注16) 経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めると。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。
- (注17) 売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。
- (注18) 売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。
- (注19) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100%とならない場合があるが、その際は端数処理後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていなければならない。
- (注20) 電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第2表 申請事業の電気の使用量

製品やサービスの具体的な内容を記載してください。

1. 申請事業の日本標準産業分類への該当

申請事業において製造する製品又は提供するサービス (注8)	蒸気熱					
当該申請事業の日本標準産業分類への該当 (注9)						
日本標準産業分類上の事業の種類	熱供給業	日本標準産業分類上の事業の分類番号	3	5	1	1

(注9) 申請事業において製造する製品又はサービスの内容を具体的に記載すること。

(注10) 申請事業の日本標準産業分類に該当する業種名及び分類番号を記載すること。

申請書添付資料様式の名称が自動入力されます。

第3表の値が自動入力されます。

2. 申請事業の電気の使用量 (注10)

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電 (注11) ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第4表を作成	申請事業の電気の使用量
1	霞が関プラント	(〒 100 - 0001) 東京都千代田区霞が関1000-1	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input checked="" type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	① (第3表の⑩を転載) 2,616,500 kWh
2	日比谷プラント	(〒 100 - 0002) 東京都千代田区日比谷1000-1	<input checked="" type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	② (第3表の⑩を転載) 7,249,600 kWh
3	永田町プラント	(〒 100 - 0003) 東京都千代田区永田町1000-1	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input checked="" type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	③ (第3表の⑩を転載) 5,000,000 kWh
<p>各事業所の住所を記載してください。</p> <p>事業所ごとの受電形態をプルダウンより選択してください。</p>				④ = ① + ② + ③ 14,866,100 kWh

(注10) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

(注11) 共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。

○第2表を作成した後、各事業所ごとに第1表を作成します。第1表は受電形態ごとに様式が異なりますのでご注意ください。なお、複数事業所で減免申請を行う場合、第1表の様式は適宜コピーしてください。

＜受電形態ごとの第1表様式＞

共同又はテナント受電形態を取らない場合 → 第1表(一般)

テナント受電の場合 → 第1表(テナント)

共同受電の場合 → 第1表(共同) ※第4表の作成の必要あり

第4表 共同受電形態をとる事業所（共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載）^(注21)

1. 第2表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。		日比谷プラント
2. 本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者から供給を受けた電気の使用量はいくらか。また、この数値を証明する書類を別途提出すること。		60,000,000 kWh
3. 当該使用量に対して本事業所における小売電気事業者から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。 ^(注22)		13.33 %
4. 小売電気事業者との契約者について、以下の情報を記載すること。		
契約者名	日比谷エナジー	所在地 (〒 100 - 0002) 東京都千代田区日比谷1001-2

(注21) 共同受電形態をとる事業所が2つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

(注22) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

様式第14 (第29条関係)

申請書第1表は、減免申請の要件を満たした事業所毎に作成します。また、申請書第1表は必ず「両面印刷」としてください。

前年も申請した事業者は、前年度の受付番号も記載してください。受付番号は前年の認定書右上の6桁の数字です。

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 30日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 100 - 0001)
東京都千代田区霞が関1000-1

名称： 霞が関エネルギーサービス

申請者 代表者役職： 代表取締役社長

氏名： 霞が関 太郎

(法人番号 1234567890123)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

代表者の職印を
押印してください。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) (2016年 4月 1日) ~ (2017年 3月 31日)						
申請事業に関する情報						
事業の種類(注2) : 熱供給業	当該事業の内容(注1) : 霞が関近辺に24時間、熱供給を行う。					
細分類番号 (3 5 1 1)	申請事業所に関する情報					
当該事業の電気の使用量(注1) : (第2表の合計値を転載) 14,866,100 kWh	事業所の名称 : 霞が関プラント					
当該事業の売上高(注1)(注2) : 2,000,000 千円	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1) : 2,616,500 kWh					
当該事業の原単位(注1)(注3) : 7.43 kWh/千円	当該事業所の所在地 : (〒 100 - 0001) 東京都千代田区霞が関1000-1					
	※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 : 株式会社関東電力					
	※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号(注4) : A0000-00000-000000					
	※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 : 52.33 %					
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況						
○原単位の推移(注5)						
事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
原単位(注3)	7.64	7.24	7.00	7.64	7.64	7.43
対前年度比(注6)(%)		① 94.76 %	② 96.68 %	③ 109.14 %	④ 100.00 %	⑤ 97.25 %
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7) :	100 %					
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7) :	99 %					

プルダウンより事業所を選択してください。事業所を選択することにより黄色セル部分が自動入力されます。

電気事業者との契約が複数ある時は、該当する契約の「契約番号(お客様番号・ご利用番号など)」を全て記入します。

原単位と対前年度比は小数点以下第2位未満を「切り捨て」して、小数点以下第2位まで記載します。申請年度において優良基準を満たしている場合には2011年度の原単位の記載は不要です。

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のもを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率＝ $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$
 申請前々年度に関わる四事業年度変化率＝ $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$
 四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

申請書に記載した内容について説明できる担当者の連絡先を記載してください。

届出担当者 連絡先	担当者名	日比谷次郎
	所属部課	管理部
	所在地	(〒100-0002) 東京都千代田区日比谷1000-1
	電話番号	03-3644-xxxx
	Eメール	hibiya@kasumigasekienergy.co.jp

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

この破線以下の部分には何も記載しないでください。また、様式にある文言は消さないでください。

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ / 100 ）とする。

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第14 (第29条関係)

申請書第1表は、減免申請の要件を満たした事業所毎に作成します。また、申請書第1表は必ず「両面印刷」としてください。

前年も申請した事業者は、前年度の受付番号も記載してください。受付番号は前年の認定書右上の6桁の数字です。

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 30日

経済産業大臣 殿

住所 (〒100-0001) 東京都千代田区霞が関1000-1

名称: 霞が関エネルギーサービス

申請者 代表者役職: 代表取締役社長

氏名: 霞が関 太郎

(法人番号:1234567890123)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

住所 (〒100-0001)

東京都千代田区丸の内1600-1

名称: 丸の内株式会社

代表者役職: 社長

氏名: 丸の内三郎

(法人番号:9876543210321)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

テナント受電の場合は、建物等の所有者等が小売電気事業者等との直接契約者ですので、その所在地・名称・代表者等の記載と押印が必要です。

小売電気事業者等との直接契約者

代表者の職印を押印してください。

代表者の職印を押印してください。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

テナント-第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) (2016年 4月 1日) ~ (2017年 3月 31日)			
申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報	
事業の種類(注2): 熱供給業	当該事業の内容(注1): 霞が関近辺に24時間、熱供給を行う。	事業所の名称: 永田町プラント	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1): 5,000,000 kWh
細分類番号(3 5 1 1)		当該事業所の所在地:(〒100 - 0003)	東京都千代田区永田町1000-1
当該事業の電気の使用量(注1): (第2表の合計値を転載) 14,866,100 kWh	プルダウンより事業所を選択してください。事業所を選択することにより黄色セル部分が自動入力されます。 電気事業者との契約が複数ある時は、該当する契約の「契約番号(お客様番号・ご利用番号など)」を全て記入します。	テナント受電に関する情報	
当該事業の売上高(注1)(注2): 2,000,000 千円		※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 株式会社関東電力	※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号(注4): B0000-00000-000000
当該事業の原単位(注1)(注3): 7.43 kWh/千円		※事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用 62.5 %	
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況			
○原単位の推移(注5)			
事業年度	2011年度	2012年度	2013年度
原単位(注3)	7.64	7.24	7.00
対前年度比(%) (注6)		① 94.76 %	② 96.68 %
			③ 109.14 %
			④ 100.00 %
			⑤ 97.25 %
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7):	100 %		
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7):	99 %		

原単位と対前年度比は小数点以下第2位未満を「切り捨て」して、小数点以下第2位まで記載します。申請年度において優良基準を満たしている場合には2011年度の原単位の記載は不要です。

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率 = $(2 \times 3 \times 4 \times 5)^{1/4}$
 申請前々年度に関わる四事業年度変化率 = $(1 \times 2 \times 3 \times 4)^{1/4}$
 四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

申請書に記載した内容について説明できる担当者の連絡先を記載してください。

届出担当者 連絡先	担当者名	日比谷次郎
	所属部課	管理部
	所在地	(〒100 - 0002) 東京都千代田区日比谷1000-1
	電話番号	03-3644-xxxx
	Eメール	hibiya@kasumigasekienergy..co.jp

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

この破線以下の部分には何も記載しないでください。また、様式にある文言は消さないでください。

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100 ）とする。

○事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合： %

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第14 (第29条関係)

申請書第1表は、減免申請の要件を満たした事業所毎に作成します。また、申請書第1表は必ず「両面印刷」としてください。

前年も申請した事業者は、前年度の受付番号も記載してください。受付番号は前年の認定書右上の6桁の数字です。

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	300001

賦課金に係る特例の認定申請書

2017年 11月 30日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 100 - 0001)
東京都千代田区霞が関1000-1

名称: 霞が関エネルギーサービス

代表者の職印を
押印してください。

申請者 代表者役職: 代表取締役社長

氏名: 霞が関 太郎

(法人番号:123567890123)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

共同受電の場合は、小売電気事業者等との直接契約者(幹事会社)の所在地・名称・代表者等の記載と押印が必要です。

住所 (〒 100 - 0002)

東京都千代田区日比谷1001-2

名称: 日比谷エナジー

代表者の職印を
押印してください。

小売電気事業者等との直接契約者

代表者役職: 社長

氏名: 日比谷花子

(法人番号:4567890123456)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

共同-第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) (2016年 4月 1日) ~ (2017年 3月 31日)						
申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報				
事業の種類(注2): 熱供給業	当該事業の内容(注1): 霞が関近辺に24時間、熱供給を行う。	事業所の名称: 日比谷プラント	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1): 7,249,600 kWh			
細分類番号(3 5 1 1)	プルダウンより事業所を選択してください。事業所を選択することにより黄色セル部分が自動入力されます。	当該事業所の所在地:(〒100 - 0002) 東京都千代田区日比谷1000-1	共同受電に関する情報			
当該事業の電気の使用量(注1): (第2表の合計値を転載) 14,866,100 kWh		※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 株式会社関東電力				
当該事業の売上高(注1)(注2): 2,000,000 千円	電気事業者との契約が複数ある時は、該当する契約の「契約番号(お客様番号・ご利用番号など)」を全て記入します。	※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号(注4): BC0000-00000-000000				
当該事業の原単位(注1)(注3): 7.43 kWh/千円		※共同受電における当該事業所の電気の利用率: (第4表の3を転載) 13.33 %	※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 (第2表の申請事業の構成割合) 90.62 %			
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況						
○原単位の推移(注5)						
事業年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
原単位(注3)	7.64	7.24	7.00	7.64	7.64	7.43
対前年度比(注6)		① 94.76 %	② 96.68 %	③ 109.14 %	④ 100.00 %	⑤ 97.25 %
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7):		100 %				
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7):		99 %				

原単位と対前年度比は小数点以下第2位未満を「切り捨て」して、小数点以下第2位まで記載します。申請年度において優良基準を満たしている場合には2011年度の原単位の記載は不要です。

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のもを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（4桁）と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率（単位：％）を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に関わる四事業年度変化率＝ $(2 \times 3 \times 4 \times 5)^{1/4}$
 申請前々年度に関わる四事業年度変化率＝ $(1 \times 2 \times 3 \times 4)^{1/4}$
 四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

申請書に記載した内容について説明できる担当者の連絡先を記載してください。

届出担当者 連絡先	担当者名	日比谷次郎
	所属部課	管理部
	所在地	(〒100 - 0002) 東京都千代田区日比谷1000-1
	電話番号	03-3644-xxxx
	Eメール	hibiya@kasumigasekienergy.co.jp

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

この破線以下の部分には何も記載しないでください。また、様式にある文言は消さないでください。

年 月 日

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、認定する（ 30 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第37条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100 ）とする。
- 共同受電における当該事業所の電気の使用率： %
- 当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

（留意事項）本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 本様式は、第1表は両面印刷とし、それ以外は片面印刷とすること。
- 4 印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。
- 5 第1表の事業の内容では、当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
- 6 第3表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

- ① 原材料使用額等（※）
- ② 売上原価
- ③ 売上原価及び販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとす。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

- ・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
- ・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
- ・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。
 - ① 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
 - ② 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
 - ③ 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
 - ④ 同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

（以上）